



概要

予めオフィスとしての設備が整う市内のレンタルオフィスやコワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス」という。）を利用する県外企業に対して、サテライトオフィスの利用料及び社員の滞在費の一部を助成します。

対象者

県外企業（本店又は主たる事務所の所在地が香川県外であること）

要件

- ・事業活動に必要な環境が整ったサテライトオフィスの利用
（Wi-Fi等のインターネット環境、電源、机・椅子等のオフィス家具、プリンター、会議室又はミーティングスペースなど）
- ・サテライトオフィスの登録は企業名義、設置期間は6か月以上

対象経費

- ①サテライトオフィスの月額利用料
（ドロップインでの利用料など、月額利用料以外に別途発生する費用は対象外）
- ②社員の滞在費（滞在期間が3か月以上であること）

助成率・額等

- ①サテライトオフィスの月額利用料の3/4：最大1年間分 …（上限額：30万円）
- ②滞在費1人当たり15万円：最大2名分 …（上限額：30万円）

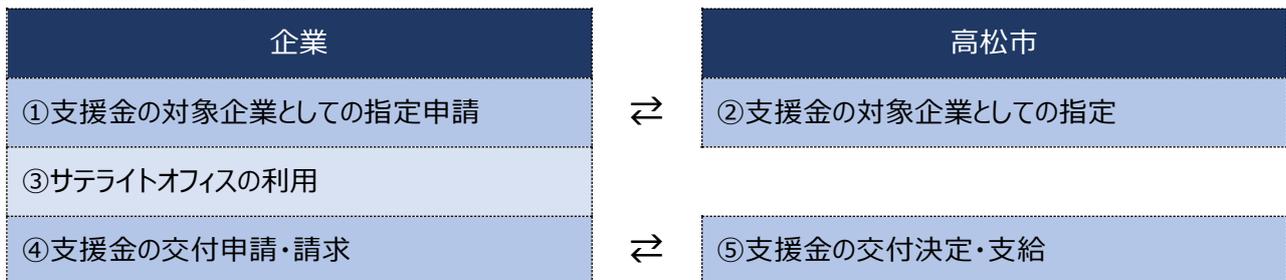
（裏面もご覧ください。）



【支援金のイメージ】

対象者	助成期間	対象経費	助成率・額	限度額	
県外企業	1年	サテライトオフィスの月額利用料	3 / 4	30万円	60万円
		社員の滞在費	1人当たり15万円	30万円	

【支援金交付までの流れ】



《指定申請時（上記①）に必要な書類》

- ・高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援対象企業指定申請書及び概要
- ・サテライトオフィスの利用契約書又はこれに類するものの写し
- ・申請者の会社概要及び事業概要の分かるもの
- ・サテライトオフィスで業務に従事する者の属する組織の分かるもの（社員証等）

《交付申請時（上記④）に必要な書類》

- ・高松市サテライトオフィス利用及びお試し移住支援金交付申請書
- ・サテライトオフィスの月額利用料を支払ったこと分かる書類の写し
- ・業務従事者の滞在期間の分かる書類（滞在・宿泊施設等の契約書や領収書、配属辞令等）の写し
- ・高松市での新たな拠点の設置に伴う申請の場合は、拠点の設置をしたこと分かる書類

その他

SNS等を活用した高松市に関する情報発信にご協力ください。

また、別途、企業誘致助成制度もご用意しておりますので、お気軽にお問合わせください。

お問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市創造都市推進局産業経済部企業立地推進課
TEL：087-839-2412（平日：8:30～17:00）
E-mail：kigyorichi@city.takamatsu.lg.jp
【移住に関すること】
高松市市民政策局政策課移住・定住促進室
TEL：087-839-2143（平日：8:30～17:00）
E-mail：seisaku@city.takamatsu.lg.jp

